

令和 2 年 度 事 業 報 告

公益財団法人
入 管 協 会

第 1 入管協会の使命

公益財団法人入管協会は、昭和 6 2 年 8 月 2 0 日、法務省所管の財団法人として設立され、平成 2 6 年 4 月 1 日現法人に移行しました。

当協会は、出入国管理行政に関する知識の普及を図るとともに、同行政の円滑な運営に寄与し、国際的な相互理解及び国際協力の増進に資することなどを目的としております。具体的には、研修会の開催や月刊誌「国際人流」の発行などにより、外国人の入国、在留に関する情報を発信して、外国人の適正な受入れに貢献しようとするものであり、令和 2 年度においては次の事業を行いました。

第 2 事業内容

1 公益目的事業

(1) 相談・助言

ア 外国人在留総合インフォメーションセンターの相談業務

法務省の委託を受けて、札幌、東京、横浜支局、大阪及び広島各地方出入国在留管理局等に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、来訪した外国人や関係者に、外国人の入国・在留関係の諸手続及び各種申請等の相談・案内を行いました。

なお、東京出入国在留管理局においては、来訪者のほか、メール及び電話による相談・案内も行いました。

イ 電話及びメールによる無料相談業務

賛助会員以外の一般人を対象に、メール（随時）又は電話（平日午後 1 時 3 0 分から同 4 時 3 0 分まで）による無料相談を行ったところ、電話による相談を 5 2 件、メールによる相談を 3 3 件行いました。

ウ 出入国管理行政に関する図書、小冊子等の発行

(ア) 月刊誌「国際人流」の発刊

出入国管理に関する正しい知識の普及のため、月刊誌「国際人流」を発刊し、賛助会員等に無料配布したほか、一般にも頒布し、出入国管理に関する情報を提供しました。

(イ) 我が国に在留する外国人の国籍別、在留資格別、都道府県別在留外国人数及び出入国者数等を取りまとめた2020年版「在留外国人統計」を発行し、賛助会員等に無料配布したほか、一般にも頒布し、出入国管理行政に関する情報を発信しました。

(ウ) 「出入国管理法令集」改訂第26版及び「申請等取次制度の概要」改訂第4・5・6版を発行し、当協会主催の研修会で活用したほか、日本行政書士会等の研修教材として提供するとともに、法令集は一般にも頒布することにより出入国管理行政に関する知識の普及に努めました。

(2) 講習・セミナー・育成

ア 申請等取次ぎに関する研修会等の開催

出入国在留管理制度の概要、申請取次制度の概要等を講義内容とし、出入国管理業務全般にわたる実務能力の向上を目的に、就労目的の外国人を受け入れる企業・団体等や留学生を受け入れている教育機関の関係者を対象として、「外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会」を東京（6回）、名古屋（3回）及び大阪（2回）において開催し、延べ2,427名が参加しました。

また、「外国人の正しい受入れと出入国事務研修会」を6月に東京において開催し、43名が参加しました。

イ 東京都の「外国人の不法就労防止啓発講習」

東京都の委託を受けて、外国人の不法滞在、不法就労の防止及び外国人の適正雇用の推進を図る啓発活動のため、事業主、雇用主等を対象とした各種講習会に9回講師を派遣しました。

ウ 国際出入国管理セミナーの開催中止

立命館アジア太平洋大学の協力により、10月29日、東京で開催予定であった国際出入国管理セミナーは、コロナ禍のため、やむを得ず中止としました。

2 収益等事業（事前点検及び申請取次ぎ）

賛助会員である企業、教育機関等からの依頼を受けて、賛助会員が受け入れる外国人に係る入国・在留関係諸申請の事前点検（282件）及び申請取次ぎ（3,055件）を行いました。

なお、平成25年4月の総務省の「技能実習制度を中心とした外国人受入れ対策に関する行政評価・監視の勧告」にかんがみ、非賛助会員に対しても一定範囲内の事前点検及び申請取次ぎを行うこととしていたところ、その具体策について引続き検討します。

3 管理部門

（1）理事会及び評議員会の開催

ア 理事会の開催

（ア）令和2年5月8日、令和2年度第1回定例理事会（みなし決議）が書面又は電子的記録で行われ、令和元年度事業報告（案）、同元年度決算報告書（案）及び定時評議員会開催日程（案）について、全会一致で承認されました。

（イ）令和2年12月16日、令和2年度臨時理事会（みなし決議）が書面又は電子的記録で行われ、「会員に関する規程」の改正案について、全会一致で承認されました。

（ウ）令和3年3月3日、令和2年度第2回定例理事会（みなし決議）が書面又は電子的記録で行われ、令和3年度事業計画（案）、同3年度収支予算書（案）及び臨時評議員会の開催日程（案）について、全会一致で承認されました。

イ 評議員会の開催

（ア）令和2年5月25日、令和2年度定時評議員会（みなし決議）が書面又は電子的記録で行われ、令和元年度事業報告（案）、同元年度決算報告（案）及び理事選任について、全会一致で承認されました。

（イ）令和2年12月28日、令和2年度臨時評議員会（みなし決議）が書面又は電子的記録で行われ、「会員に関する規程」の改正案について、全会一致で承認されました。

（ウ）令和3年3月24日、令和2年度臨時評議員会（みなし決議）が書

面又は電子的記録で行われ、令和3年度事業計画（案）及び同3年度収支予算書（案）について、全会一致で承認されました。

（2）賛助会員

当協会では、事業の円滑な運営に資するため賛助会員制度を設けているところ、令和2年度末の会員数は、企業、教育機関及び団体等を合わせて552会員となっております。年度中の新規会員は44会員、退会は66会員で、会員数は、コロナ禍の影響で前年度に比べ22減となりましたが、令和3年1月に「会員に関する規程」の改正を行い、更なる会員サービスを図るなどして、今後も引き続き賛助会員の募集に努めます。

定款第8条2号（事業報告の附属明細書）

令和2年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年4月20日法務省令第28号）第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和3年4月23日

公益財団法人入管協会